

通関業務料金表

五洋海運株式会社

通関業務の種類		単位	料金	
①	輸出申告（積戻し申告を含む。）	1件	7,400円	
	少額貨物簡易通関扱	〃	5,300円	
②	輸入申告	申告納税（予備申告を含む。）	〃	14,800円
		少額貨物簡易通関扱	〃	10,800円
		賦課課税	〃	13,200円
		少額貨物簡易通関扱	〃	9,800円
		保税蔵置場蔵出・総合保税地域総保出 （加工又は製造若しくは展示されたものを除く。）	〃	8,800円
少額貨物簡易通関扱	〃	6,400円		
③	保税蔵置場蔵入申請	〃	8,800円	
④	保税工場移入申請	〃	8,800円	
⑤	保税展示場蔵置等承認申請	〃	8,800円	
⑥	総合保税地域総保入申請	〃	8,800円	
⑦	輸入許可前貨物引取申請	〃	6,400円	
⑧	外国貨物船（機）用品積込申告	〃	6,400円	
⑨	外国貨物運送申告	〃	6,400円	
⑩	その他の申告・申請又は届	〃	1,700円	
⑪	割増料	〃	①から⑩までに掲げる通関業務の種類に応じ依頼者との合意による料金とする	

** 上記の掲示額については、取扱い件数等の事情により割引くこともあります。

令和8年7月1日改訂

（備考）

- (1) 通関士等による貨物検査立会い、貨物検査のための貨物の運搬、開梱等特別な手続き、その他通関業務に係る特別な費用が発生する場合は当該費用を加算する。
- (2) 保税工場移出輸入申告及び総合保税地域総保出輸入申告（加工又は製造若しくは展示又は使用されたものに限る。）については、申告納税、賦課課税の各区分により②の輸入申告の料金を適用する。
- (3) 輸出（積戻し）申告書又は外国貨物船（機）用品積込申告書をもって運送申告書を兼用するときは、運送申告として⑨の運送申告の取扱料金を請求することができない。
- (4) ⑩の「その他の申告、申請又は届」に関する料金を請求できるのは、当該申請等の手続のみを独立して依頼され行った場合又は主たる手続と経常的には結びつかない場合に限る。
- (5) ⑪の割増料を請求できるのは、次のような場合とする。
 - イ 輸入申告手続の一環として輸入貨物の評価に関する申告、修正申告、更正の請求等の手続を行う場合等で、それに要した事務量からみて割増料を請求すべき相当の理由があるとき。
 - ロ インボイス記載品目が多いため、輸出又は輸入申告書の作成において、関稅定率法列表の所属区分の決定（統計品目番号の分類を含む）、数量又は価格の計算等に特別の手数を要したとき。
 - ハ 戻し税手続のための特別の手数を要したとき。
 - ニ 税関の検査・分析等の関係で特別の手数を要したとき。
 - ホ 1件の委託に係る貨物の申告を分割するため、特別の手数を要したとき。
 - ヘ その他手続上一般の場合に比較して特別の手数を要したとき。
- (6) 輸出（積戻し）申告及び輸入申告（輸入申告には、蔵入申請、蔵出申告、移入申請、移出申告、総保入申請、総保出申告及び輸入許可前貨物引取承認申請を含む。以下（7）において同じ。）において、1申告が複数の欄からなる場合の通関業務の料金表中「単位」欄の適用については、次による。
 - イ 輸出（積戻し）申告の場合、3欄までの申告を1件とみなし、3欄を超える申告については、1件にその超える欄数5欄までごとに1件とみなして加算した件数とする。
 - ロ 輸入申告の場合、2欄までの申告を1件とみなし、2欄を超える申告については、1件にその超える欄数4欄までごとに1件とみなして加算した件数とする。

（注1）次に掲げる手続については、表（備考を含む。）に掲げる料金は適用しない。

- イ 輸入貨物の評価に関する申告（関稅法施行令第4条第3項に基づく申告に限る。）
- ロ 特例申告（特例申告貨物（関稅法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。下記トにおいて同じ。）の輸入申告について併せて代理の依頼を受けた場合を除く。）
- ハ 関稅法第7条の2第1項の承認の申請
- ニ 関稅法第67条の3第1項の承認の申請
- ホ 修正申告（輸入の許可後に行うものに限る。）
- ヘ 更正の請求（輸入の許可後に行うものに限る。）
- ト 特例申告貨物の輸入申告（当該特例申告貨物に係る特例申告について併せて代理の依頼を受けている場合を除く。）
- チ 関稅法その他関稅に関する法令以外の法令の規定により輸出又は輸入に関して必要とする許可等の申請

（注2）本表に記載のない通関業務・関連業務料金は協議により決定する。